

## マイクロバス使用運行規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会が所有するマイクロバス（以下「本会バス」という。）の運行に関する基本的な事項について規定する。

#### (用途)

第2条 本会バスは、当法人の事業およびスポーツチャンバラの普及発展に関する活動のために使用されるものとする。

#### (運転者の限定)

第3条 本会バスを運行できる者は、運転資格を有する当法人の理事・職員・インストラクターその他関係者及び当法人が依頼し運行を認めた者とする。

2 マイクロバスの使用を希望する者は、免許証の写しを本会事務局に提出しなければならない。

#### (運行の範囲)

第4条 本会バスの運行範囲は、日本国内とする。

#### (安全運転の厳守)

第5条 運転者は常に交通法規を遵守し、道路事情に留意して安全運転をしなければならない。

### 第2章 使用基準

#### (使用申込)

第6条 本会バスの使用を希望する者は、別に定める方法で本会宛に使用申し込みを行うものとする。

#### (使用者及び運転者の義務)

第7条 使用者及び運転者は、安全な運行を行うと共に、使用運行規程及び許可内容を厳守しなければならない。

#### (損害賠償)

第8条 使用者は、本会バス運行中に生じた交通事故・災害等（以下「事故等」）により、本会バスを損傷し、または第三者に損害を与えてから損害賠償等を求められたときは、次の各号に規定するものの他は、使用者の責任において賠償又は、負担しなければならない。

(1) 当法人の事業について、当法人より直接の指示を受けて本会バスを運行した場合であって、事故等の態様から考えて、使用者の過失が非常に軽微なもの

2 第1項の損害賠償については、当法人が本会バスに付保している自動車保険が適用される場合であっても、保険を使用するか否かは当法人が判断するものとする。当法人が保険を使用しないと判断した場合は、使用者は損害の全額を賠償しなければならない。

3 第1項の損害賠償について、当該事故等に対し、当法人が保険を使用すると判断した場合には、使用者は、事故発生日の翌年度から3年度にわたり、保険料の増額分を、当法

人に支払わなければならない。なお、1年度に複数回事故等があった場合は、当該事故等に責任を負う使用者が連帯して上記増額分を支払うこととする。

(免責)

第9条 使用者は、いかなる理由であれ、本会バスの使用に関し、使用者または同乗者に生じた損害について、当法人に損害賠償を求めることはできない。

2 使用者は、いかなる理由であれ、使用申込みをした本会バスが、使用または運行できないことにつき、当法人に賠償を求めることはできない。

(事故の報告及び処理)

第10条 使用者は、本会バス運行中に事故等が発生した場合には、自損他損・大小を問わず、本会に報告するとともに、警察署に事故を届け出て、事故証明を取得しなければならない。

(原状復帰)

第11条 バスの使用後は、燃料を上限まで補給し、清掃を行い返納しなければならない。

2 第一項の義務を怠ったときは、又は不十分であると当法人が判断したときは、当法人において実施し、その負担を使用者に請求できるものとする。

(運行経費の負担)

第12条 使用者は、バスの維持管理等に要する経費を負担しなければならない。

2 運行負担金は、次のとおりとする。

1日1万円(消費税別)

(支払及びキャンセル)

第13条 運行負担金は、使用申込みをした日から1週間以内に指定の方法で支払わなければならない。

2 第1項の負担金の支払いがあった時点で、使用申込みの予約がなされたものとして扱うこととする。

3 使用者が、使用日時を変更ないしキャンセルする場合は速やかに届け出なくてはならない。

(点検及び運行報告)

第14条 使用者は、バスの運行にあたって事前に車両の状況を点検確認すると共に、返納時に所定の運行報告書(様式4)を提出しなければならない。

第3章 雑則

(規格外の処理)

第15条 この規程の施行について、必要な事項は理事会が定めるものとする。